

霧島市条例第4号  
令和元年6月19日

霧島市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

#### 霧島市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例

霧島市行政財産の使用料徴収条例（平成17年霧島市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「100分の108」を「100分の110」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の行政財産の使用料徴収条例第6条の2の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。